

七戸町国土強靱化地域計画

別紙

【脆弱性評価・施策プログラム】

令和8年8月

七戸町

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
		1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
		2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱
		2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生
		2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
		3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4	経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
		4-4 食料等の安定供給の停滞
5	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
		5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態
		5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
6	重大な二次災害を発生させないこと	6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		6-2 有害物質の大規模流出・拡散
		6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

		6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【事前に備えるべき目標】1.直接死を最大限防ぐこと					
リスクシナリオ／1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生					
【住宅・病院・学校等の耐震化】					
1	1	1-1	<住宅の耐震化> 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、関係団体と連携を図りながら、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。		平成30年時点の住宅の耐震化率は79.0%となっており、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。
2	2	1-1	<大規模建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、関係団体と連携を図りながら、耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		令和4年時点の大規模建築物等の耐震化率は90.5%であり、依然、耐震化が行われていない建築物があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
3	3	1-1	<公営住宅の耐震化・老朽化対策> 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		令和7年時点、建築後30年以上経過した公営住宅が28%ある中、公営住宅の耐震化率は84.0%となっていることから、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
4	4	1-1	<学校施設等の老朽化対策> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす学校施設、社会体育施設及び社会教育施設等の安全対策の充実を図るため、施設の老朽化対策を推進している。		学校施設については計画的に整備が行われ、すべての施設で耐震基準を満たしていることから、経年劣化による外壁等の損耗などの老朽化対策が必要である。
5	5	1-1	<文化財の防災対策の推進> 暴風雨、地震発生時の崩落・倒壊等により人的被害が発生する恐れがある文化財（史跡七戸城跡、二ツ森貝塚等国史跡2件、見町観音堂等県指定5件、青岩寺山門、古木等町指定4件、盛田牧場等国登録9件）等を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財等の耐震対策や防災設備の整備充実を推進している。		文化財バトロールの実施や文化財調査等により、文化財等の保存状況を的確に把握の上、必要となる防災設備の整備や耐震対策等を推進していく必要がある。
6	6	1-1	<学校施設等の非構造部材の耐震化> 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所としての役割を果たす学校施設等の安全性の向上を図るため、施設の非構造部材の耐震化を推進している。		学校職員が実施してきた従来の点検に加え、文部科学省通知等に基づき、一級建築士又は二級建築士といった有資格者による専門的・技術的な点検を実施する必要がある。
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】					
7	7	1-1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の老朽化対策として、効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。
8	10	1-1	<庁舎の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎耐震化を進めるとともに、町所有施設の耐震化を促進している。		災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
9	13	1-1	<ため池施設の耐震化・老朽化対策> ため池施設に係る地震等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の耐震性能等に関する調査を実施の上、ハード・ソフト両面からの対策を実施している。		ため池の一斉点検の結果、より詳細な点検を必要とするため池があることから、優先順位を定め計画的に詳細調査に取り組む必要がある。
【市街地の防災対策】					
10	14	1-1	<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進める。		災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置できる部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。
【道路施設の防災対策】					
11	17	1-1	<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
12	28	1-1	<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。		緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
13	38	1-1	<農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。		整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
【空き家対策】					
14	49	1-1	<空き家対策> 風水害及び雪害による空き家の倒壊等を防止するため、空き家対策相談マニュアルを作成するなどにより県と協力し情報提供を行い、空き家の解体や適正管理、利活用等を推進している。		大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることから、倒壊のおそれ等がある危険な空き家(特定空家)の解体を促すとともに、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	家具固定など、家庭での地震対策や住宅耐震化の重要性を普及啓発するため、町民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。	青森県【県土整備部、危機管理局】 七戸町（建設課）	住宅の耐震化率 79.0%【H30】	・七戸町耐震改修促進計画
○	様々な機会を通じて、耐震診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図る。	青森県【県土整備部、危機管理局】 七戸町（建設課）	不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化率 66.7%【R4】	・七戸町耐震改修促進計画
○	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）	公営住宅の長寿命化計画による維持管理戸数 254戸【R6～R10】	・七戸町公営住宅等長寿命化計画
○	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の交付金等を活用した老朽改修などを実施する。 ○七戸小学校東校舎長寿命化・大規模改造事業 ○天間林小学校校舎・屋内運動場長寿命化・大規模改造事業 ○七戸中学校校舎・屋内運動場長寿命化・大規模改造事業 ○天間林中学校屋内運動場長寿命化・大規模改造事業	青森県【教育庁】 七戸町（学務課、生涯学習課）		青森県公立学校等施設整備計画 七戸町公立学校等施設整備計画
	県と連携し、文化財バトロールの実施や文化財調査等により、史跡七戸城跡、二ツ森貝塚等文化財の保存管理状況の把握に努め、文化財所有者等が実施する耐震対策や防災設備の整備を支援するとともに、被災後の復旧体制等の構築を推進する。	青森県【教育庁】 七戸町（生涯学習課）		史跡七戸城跡整備基本計画策定報告書 史跡二ツ森貝塚整備基本構想及び整備基本計画
	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能の強化を図るため、公立学校においては有資格者による点検の実施を促進する。 また、点検の結果、非構造部材の耐震化が図られていない場合は、公立学校については耐震対策工事等の実施を促進するなど、耐震化を進めていく。 ○七戸小学校非構造部材耐震化事業 ○天間林小学校非構造部材耐震化事業 ○七戸中学校非構造部材耐震化事業 ○天間林中学校非構造部材耐震化事業	青森県【総務部、教育庁】 七戸町（学務課）		七戸町避難所運営マニュアル
	個別施設計画等に基づきライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	青森県【総務部、各施設所管部局】 七戸町（財政課）		七戸町公共施設等マネジメント計画
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	青森県【危機管理局、総務部、各施設所管部局】 七戸町（財政課）		
	ため池中期プランを策定の上、関係機関と連携を図りながら、国の交付金等を活用し、ため池の耐震化を促進する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	県の助言を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進や、活用が可能な空き家の適正管理や利活用等を推進するため、関係機関と連携して、空き家の実態調査、空き家の適正管理や利活用を促進するための人材育成やサポート体制の構築などを行う。	青森県【県土整備部】 七戸町（総務課）		七戸町空家等対策計画

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【防火対策・消火力強化】					
15	50	1-1	＜消火力の強化＞ 消防本部は、消火力の強化を図るため、国の「消火力の整備指針」に基づ く施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消火力では対応できない大規模災害等に対応するた め、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊 を整備している。		大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとと に、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行わ れる必要がある。
16	55	1-1	＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各 地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。		町では、地域の消火力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要があ る。
17	61	1-1	＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、 町に1カ所場外離着陸場を指定している。		必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、必要に応じ て場外離着陸場の追加申請等を行う。
【避難場所の指定・確保】					
18	63	1-1	＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所 と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、常に追 加指定の作業を行っている。		令和8年3月現在、指定緊急避難場所の指定は68箇所、指定避難所の指定は65箇所となっ ており、引き続き避難場所確保を行っていく。
19	67	1-1	＜福祉避難所の指定・協定締結＞ 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が 整っている福祉避難所を確保するよう対応している。		福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続 き、対応していく。
20	70	1-1	＜社会福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している社会福祉施設、学校施設等の把握に努め、 安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。		災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた 避難計画の作成を促進していく必要がある。
【避難行動支援】					
21	74	1-1	＜避難行動要支援者名簿の作成＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行 動要支援者名簿の作成等を実施している。		令和8年3月末現在、避難行動要支援者名簿への登録者数は1,207人、引き続き情報を取り まとめ名簿のカバー率を上げる必要がある。
22	77	1-1	＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情 を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や 避難経路等を定めた個別計画の策定を進める。		避難行動要支援者名簿の更新とともに個別計画の策定を推進する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
23	80	1-1	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、 自主防災組織の周知活動・促進活動を行っている。		災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住 民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は14.2%であり、自主防災組織を設 立させる必要がある。
24	84	1-1	＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令さ れた場合の避難について啓発を行っている。		早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意 識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
25	88	1-1	＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速 な対応が可能となるよう、防災訓練を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加 による防災訓練を企画する。		地域住民の防災意識を高めるため、各年ではあるものの、各地域単位での防災訓練を行 う必要がある。
リスクシナリオ／1-2 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫					
【河川・ダム施設等の防災対策】					
26	90	1-2	＜ため池の防災対策＞ 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画 の策定を推進している。		農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策 定に向けた取り組みを継続していく必要がある。
27	93	1-2	＜農業水利施設の防災対策・老朽化対策＞ 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を図るため、頭首工等の 河川工作物や農業用排水路の機能保全に向け、老朽化対策等を実施してい る。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆 弱化した農業用排水路等があることから、近年のゲリラ豪雨等の増加も踏まえ、必要な老 朽化対策等を推進していく必要がある。
【警戒避難体制の整備】					
28	94	1-2	＜洪水ハザードマップの作成＞ 洪水発生に際し、住民等の迅速な避難を確保し、被害の軽減を図るため、 洪水予報河川及び水位周知河川の沿川の浸水想定区域図を指定・公表しており、 洪水ハザードマップを作成・公表している。		作成する洪水ハザードマップは、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川につい て作成済みであるが、法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定し得る最大規模降 雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・公表を予定していることから、当該区域をもとにした 洪水ハザードマップを作成する必要がある。
29	95	1-2	＜避難勧告等の発令基準の作成＞ 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、「避難勧告等の判断・ 伝達マニュアル作成ガイドライン」（新ガイドライン）に基づき、災害種別 ごと（水害、土砂災害）の避難勧告等発令基準を策定する必要がある。		新ガイドラインに基づく発令基準策定を実施する必要がある。（地域防災計画に記載 する）
30	96	1-2	＜住民等への情報伝達手段の多様化＞ 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊 急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。		避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、耐災害性が高 い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール（アプリ）等の様々な伝達手段を 組み合わせる必要がある。
31	98	1-2	＜県・町・防災関係機関における情報伝達＞ 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとし て、県、町、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上 系・衛星系）を整備している。		県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するた めには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習 熟していく必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本 部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓 練を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進め る。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討 しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町内状況を確認し、必要に応じて追加が必要な時は県と協議し確保に向け た事務を遂行する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画
○	指定避難所の精査・追加・削除を常に行いつつ、すでに指定されている箇 所については、設備の点検結果を確認し有事に備える。	青森県【危機管理局】 七戸町(総務課)		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニユアル
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、ガイドライ ンを整備する。	青森県【健康福祉部、 危機管理局】 七戸町（介護高齢課、総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニユアル
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や七戸町と連携し、適 切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・ 助言する。	青森県【危機管理局、 県土整備部、 健康福祉部、 教育庁、 総務部】 七戸町（学務課、介護高齢課）		
○	避難行動要支援者名簿の随時更新するとともに、避難場所や避難経路等を 決めるための情報収集・整理等を行っていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こ どもみらい課、介護高齢課）		
○	避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の策定作業を継続する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こ どもみらい課、介護高齢課）		
○	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、町内会等と連携を図 りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	自主防災組織の組織率 14.2%【R7】 → 50%【R12】	七戸町地域防災計画
○	広報等を活用し、町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対 する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、地域単位での防災訓練を開 発し、その普及に努めていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画
○	農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けた取り組みを引き続 き実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	関係機関と連携を図りながら、機能が低下した頭首工等の河川工作物につ いて、撤去も含め必要な対策を講じるとともに、農業用排水路について、機 能不全による被害発生防止を図るため、補強・改修等を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水浸水想定区域を計画的に指 定・公表するとともに、洪水ハザードマップ修正等を実施する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課、総務課）		・水防法 ・水防災意識社会再構築ビジョン
○	新ガイドラインに基づく避難勧告等の発令基準の策定を行い、変更があっ た際には、速やかに修正する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町避難勧告等に関するガイドラ イン 七戸町地域防災計画
○	住民に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を 伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努め る。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に訓練等を実施して いく。	青森県【危機管理局】 七戸町（企画調整課、総務課）		七戸町地域防災計画
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管 理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実 施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 （非常通信訓練 2 回（東北地方 1 回、全国 1 回、Ｌアラート操作訓練毎月 1 回）	七戸町地域防災計画

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】					
32	63	1-2	＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、常に追加指定の作業を行っている。	再掲	令和8年3月現在、指定緊急避難場所の指定は68箇所、指定避難所の指定は65箇所となっており、引き続き避難場所確保を行っている。
33	67	1-2	＜福祉避難所の指定・協定締結＞ 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するよう対応している。	再掲	福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、対応していく。
34	70	1-2	＜社会福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している社会福祉施設、学校施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
35	14	1-2	＜都市公園における防災対策＞ 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進める。	再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置できる部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】					
36	74	1-2	＜避難行動要支援者名簿の作成＞ 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成等を実施している。	再掲	令和8年3月末現在、避難行動要支援者名簿への登録者数は1,207人、引き続き情報を取りまとめ名簿のカバー率をあげる必要がある。
37	77	1-2	＜避難行動要支援者名簿の活用＞ 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を進める。	再掲	避難行動要支援者名簿の更新とともに個別計画の策定を推進する必要がある。
【消防力の強化】					
38	50	1-2	＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
39	55	1-2	＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	再掲	町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
40	84	1-2	＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
41	102	1-2	＜水防団の充実強化＞ 水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		水防管理団体等において、人材・組織体制等不十分である場合が多いため、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。
リスクシナリオ／1-3 火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態					
【警戒避難体制の整備（土砂災害）】					
42	103	1-3	＜土砂災害ハザードマップの作成・公表＞ 土砂災害の発生に際し、土砂災害警戒区域の周辺住民の円滑な警戒避難を確保するため、土砂災害（防災）ハザードマップを作成・公表している。		土砂災害ハザードマップは作成されているが、平時から、災害発生時における警戒避難につながる態勢を構築する必要があることから、土砂災害警戒区域や避難場所等を住民に周知する必要がある。
43	104	1-3	＜避難勧告等発令及び自主避難のための情報提供＞ 土砂災害に関して、的確に避難勧告等の発令を行うことができるよう、また、住民が自主避難できるよう、判断材料となる情報を住民へ提供している。		土砂災害に関して、避難勧告等を発令するタイミングや対象地域の的確な判断、また、住民は的確な自主避難の判断を求められていることから、その判断材料として土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報等を的確に収集する必要がある。
【農山村地域における防災対策】					
44	105	1-3	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
45	90	1-3	＜ため池の防災対策＞ 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画の策定を推進している。	再掲	農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた取り組みを継続していく必要がある。
【警戒避難体制の整備（火山噴火）】					
46	108	1-3	＜火山の警戒体制の強化＞ 火山噴火時の土砂災害対策のため、火山噴火緊急減災対策事業を推進している。 （岩木山、八甲田山、十和田）		火山噴火時の土砂災害対策について、ハード・ソフト両面の対策が不備であることから、砂防部局として行動計画（タイムライン）を策定する必要がある。
【登山者等の安全対策】					
47	109	1-3	＜情報通信利用環境の強化＞ 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、町が管理する観光施設のWi-Fi利用環境の整備を行っている。		災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	指定避難所の精査・追加・削除を常に行いつつ、すでに指定されている箇所については、設備の点検結果を確認し有事に備える。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、ガイドラインを整備する。	青森県【健康福祉部、 危機管理局】 七戸町（介護高齢課、総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や七戸町と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	青森県【危機管理局、 県土整備部、 健康福祉部、 教育庁、 総務部】 七戸町（学務課、介護高齢課）		
○	県の助言を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	避難行動要支援者名簿の随時更新するとともに、避難場所や避難経路等を決めるための情報収集・整理等を行っていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
○	避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の策定作業を継続する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	広報等を活用し、町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	青森県【県土整備部】 七戸町（総務課、建設課）		
○	引き続き、土砂災害ハザードマップの修正等が発生した場合には改訂を行うとともに、住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の周知を促進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（総務課、建設課）		
○	気象庁と協力しながら土砂災害警戒情報の精度を高めていくとともに、より分かりやすい土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供するなど、情報提供の充実を図る。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課、総務課）		
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状態を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		青森県公共施設等総合管理方針 あおりも水土まづくり推進プラン
○	農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けた取り組みを引き続き実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	火山噴火活動時の土砂災害対策として実施する仮設砂防堰堤等の緊急ハード対策や警戒避難対策用の監視観測装置等の緊急ソフト対策、さらにこれらの対策を迅速に実施出来るよう平常時から行う準備事項をとりまとめた「火山噴火緊急減災対策砂防計画（行動計画含む）」を策定する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（総務課）		
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、七戸町・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、町が管理する観光施設のWi-Fi利用環境を充実させる。	青森県【企画政策部、観光国際戦略局、危機管理局】 七戸町（企画調整課、商工観光課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】					
48	63	1-3	<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、常に追加指定の作業を行っている。	再掲	令和8年3月現在、指定緊急避難場所の指定は68箇所、指定避難所の指定は65箇所となっており、引き続き避難場所確保を行っていく。
49	67	1-3	<福祉避難所の指定・協定締結> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方に適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保するよう対応している。	再掲	福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等との協議が進むよう、引き続き、対応していく。
50	70	1-3	<社会福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している社会福祉施設、学校施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
51	14	1-3	<都市公園における防災対策> 災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園の整備事業（地域防災拠点整備等）を円滑に進める。	再掲	災害発生時に避難場所や活動拠点として活用される都市公園では緊急時に使用可能な非常用発電設備や耐震性貯水槽が整備されていないことや、地域防災拠点となる都市公園でも、避難者を受け入れたり災害対策本部が設置できる部屋等が無いことから、整備を促進する必要がある。
【避難行動支援】					
52	74	1-3	<避難行動要支援者名簿の作成> 災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に支援するため、避難行動要支援者名簿の作成等を実施している。	再掲	令和8年3月末現在、避難行動要支援者名簿への登録者数は1,207人、引き続き情報を取りまとめ名簿のカバー率をあげる必要がある。
53	77	1-3	<避難行動要支援者名簿の活用> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき避難行動要支援者毎の具体的な避難場所や避難経路等を定めた個別計画の策定を進める。	再掲	避難行動要支援者名簿の更新とともに個別計画の策定を推進する必要がある。
【消防力の強化】					
54	55	1-3	<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	再掲	町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
55	113	1-3	<土砂災害に対する防災意識の啓発> 土砂災害に対する地域住民の防災意識の向上を図るため、県と連携を図りながら、土砂災害警戒区域等の周知を図るとともに、防災教室の開催やハザードマップに基づく避難訓練等を実施している。		土砂災害の危険地区が周知されていないなど、土砂災害に対する防災意識が十分に浸透していないことから、普及啓発活動を継続・強化していく必要がある。
56	80	1-3	<自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織の周知活動・促進活動を行っている。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は14.2%であり、自主防災組織を設立させる必要がある。
リスクシナリオ／1-4 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生					
【防雪施設の整備】					
57	114	1-4	<防雪施設の整備> 冬期間の安全な道路交通等を確保するため、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備を推進している。		新たに防雪施設を整備すべき箇所、老朽化が進み再整備すべき施設や、なだれ防止保安林等を新たに指定すべき地域が生じる場合もあることから、風雪により道路等の状況が悪化する箇所を把握し、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪施設の整備を進める必要がある。
【道路交通の確保】					
58	115	1-4	<除排雪体制の強化> 降雪等による道路交通の阻害を解消するため、社会の動向や地域の特性を考慮した効率的な除排雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。
59	116	1-4	<立往生車両の未然防止> 豪雪時等の異常気象による立往生車両の発生を未然に防止するため、事前通行止めを適切に行っている。		災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法が煩雑かつ関係者が多岐にわたるため、関係者間で十分に確認、調整を行う必要がある。
【情報通信の確保】					
60	109	1-4	<情報通信利用環境の強化> 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、町が管理する観光施設のW i - F i利用環境の整備を行っている。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
61	117	1-4	<冬季の防災意識の啓発> 豪雪災害等に対する防災意識の向上を図るための広報を実施しているほか、雪下ろし事故の防止を図るため、広報等により啓発を行っている。		雪下ろし事故の発生防止や、落雪・雪崩等といった災害への対応に加え、降雪期・厳寒期における地震等の発生といった複合的な災害への備えの必要性等についても、周知を図っていく必要がある。
リスクシナリオ／1-5 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生					
【行政情報連絡体制の強化】					
62	98	1-5	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。	再掲	県、町、防災関係機関間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	指定避難所の精査・追加・削除を常に行いつつ、すでに指定されている箇所については、設備の点検結果を確認し有事に備える。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
○	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、ガイドラインを整備する。	青森県【健康福祉部、 危機管理局】 七戸町（介護高齢課、総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や七戸町と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	青森県【危機管理局、 県土整備部、 健康福祉部、 教育庁、 総務部】 七戸町（学務課、介護高齢課）		
○	県の助言を受けながら、国の交付金等を活用し、非常用電源設備、耐震性貯水槽の整備など都市公園の防災対策を促進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	避難行動要支援者名簿の随時更新とともに、避難場所や避難経路等を決めるための情報収集・整理等を行っていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
○	避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の策定作業を継続する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課、保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	土砂災害に対する地域住民の防災意識のより一層の向上に向けて、七戸町と連携を図りながら、引き続き、普及啓発活動の充実に取り組む。	青森県【危機管理局、 県土整備部、 農林水産部】 七戸町（建設課、農林課、総務課）		
○	自主防災組織の設立促進と、活動の活性化に向けて、町内会等と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	自主防災組織の組織率 14.2%【R7】 → 50%【R12】	七戸町地域防災計画
○	冬期間の安全な道路交通確保等に向けて、県と連携を図りながら、雪害対策が必要な箇所を把握し、防雪柵や雪崩防止柵等の防雪施設の整備や老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、 農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、国、県との連携強化及び相互支援体制等の構築に取り組む。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		除雪事業計画（毎年度作成）
○	災害対策基本法に基づく道路区間指定を行うための手順や車両の移動方法に関する知識を習得するため、訓練の実施や運用方針の検討を行う。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、七戸町・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、町が管理する観光施設のW i - F i利用環境を充実させる。	青森県【企画政策部、観光国際戦略局、危機管理局】 七戸町（企画調整課、商工観光課）		
○	県との連携を図りながら、引き続き、雪下ろし事故防止に取り組むほか、降雪期・厳冬期における複合災害への対応等も視野に入れながら、豪雪災害等に対する防災意識の向上に取り組む。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 （非常通信訓練2回（東北地方1回、全国1回、Lアラート操作訓練毎月1回）	七戸町地域防災計画

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【住民等への情報伝達の強化】					
63	96	1-5	＜住民等への情報伝達手段の多様化＞ 住民等へ避難勧告等を迅速・的確に伝達するため、防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保に努めている。	再掲	避難勧告等を迅速・確実に住民等に伝達するため、速報性の高いTV放送、防災害性が高い防災無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール（アプリ）等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。
64	109	1-5	＜情報通信利用環境の強化＞ 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、町が管理する観光施設のW i - F i 利用環境の整備を行っている。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
65	84	1-5	＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
66	118	1-5	＜防災情報の入手に関する普及啓発＞ 災害発生時において、住民等が確実に防災情報入手できるよう、各家庭等において日頃から準備しておくべきことについて、防災ハザードマップ等を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時においても、住民等が確実に防災情報入手できるよう、情報通信環境の変化等も踏まえた普及啓発を実施していく必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】					
67	119	1-5	＜学校防災体制の確立＞ 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを策定し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化など各学校の実情を踏まえ、必要な見直しを図っていく必要がある。
【事前に備えるべき目標】 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること					
リスクシナリオ／2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止					
【支援物資等の供給体制の確保】					
68	120	2-1	＜非常物資の備蓄＞ 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー等と締結している。		引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
69	123	2-1	＜避難所等への燃料等供給の確保＞ 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、青森県エルビーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結している。		災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に応じて協定を見直す必要がある。
70	125	2-1	＜災害応援の受入体制の構築＞ 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う。		応援職員の受入れが円滑に実施することができない可能性があるため、マニュアルの整備をするなど受援体制を強化する必要がある。
71	130	2-1	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。		協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
72	133	2-1	＜要配慮者（難病疾患等）への医療的支援＞ 在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。		災害発生時の停電に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器を使用できる環境の整備を図る必要がある。
73	134	2-1	＜災害用医薬品等の確保＞ 災害発生時における医薬品等の円滑な供給を確保するため、青森県災害時医薬品等備蓄供給事業のフローチャートに基づき、必要時、要請することとしている。		災害用医薬品や支援薬剤師の確保に向けて、関係機関との連携を図る。
74	135	2-1	＜避難所における水等の確保＞ 災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者(七戸町等)において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うこととしている。 また、災害時に必要となる飲み水の確保を行う。		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。
【水道施設の防災対策】					
75	136	2-1	＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。		長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていないことから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。
76	139	2-1	＜応急給水資機材の整備＞ 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者（七戸町等）においては、応急給水のための体制を整えるとともに、応急給水資機材の整備を図っている。		災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。
77	141	2-1	＜水道施設の応急対策＞ 災害発生時に水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。		災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】					
78	17	2-1	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
79	28	2-1	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	住民に対して、情報伝達手段の多様化を促進するとともに、避難勧告等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。 災害時のＬアラートの運用を確実にするため、定期的に訓練等を実施していく。	青森県【危機管理局】 七戸町（企画調整課、総務課）		七戸町地域防災計画
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、七戸町・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、町が管理する観光施設のW i - F i 利用環境を充実させる。	青森県【企画政策部、観光国際戦略局、危機管理局】 七戸町（企画調整課、商工観光課）		
○	広報等を活用し、町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	停電発生時のラジオの活用をはじめ、様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、HPや広報等を通じて普及啓発を行う。	青森県【危機管理局、企画政策部】 七戸町（総務課）		
	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	青森県【教育部、総務部、健康福祉部】 七戸町（学務課）		
○	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、3日分の食料備蓄を基本とし、これを一層促進する取組や、町の備蓄目標をクリアできるよう整備していく必要がある。	青森県【危機管理局、農林水産部】 七戸町（総務課）		青森県災害備蓄指針 七戸町地域防災計画
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	青森県【総務部、危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を推進する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
○	災害発生時において、必要事項を定めた要綱や関係機関の役割を定めたマニュアルに基づき、円滑に医薬品等が供給されるよう、引き続き防災訓練を実施し実効性を確保していく。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）		
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、町民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、町民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）	基幹施設等の更新及び耐震化 七戸浄水場【Ｓ44年設置】 → 【Ｒ5基本設計】 老朽管更新【石綿セメント管】 23.2% → 0.0%	七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図る。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
80	38	2-1	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
81	143	2-1	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		地震や風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【食料生産体制の強化】					
82	152	2-1	＜食料生産体制の強化＞ 町のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組み「安全・安心で優れた特産品づくり」等を推進している。		農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
83	154	2-1	＜農業施設の老朽化対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定している。		まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。
リスクシナリオ／2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					
【防災ヘリコプターの運航の確保】					
84	61	2-2	＜防災ヘリコプター等の活動の確保＞ 災害発生時に防災ヘリコプター等が、被災地周辺に離着陸できるように、町に1カ所場外離着陸場を指定している。	再掲	必要となる防災ヘリコプターの場外離着陸場については確保されているが、必要に応じて場外離着陸場の追加申請等を行う。
【情報通信の確保】					
85	109	2-2	＜情報通信利用環境の強化＞ 携帯電話等の無線通信の利用可能な地域の拡大を図るため、国の補助制度を活用し無線通信用施設・設備の整備を支援している。 外国人を含む観光客に対する情報通信利用環境を整備するため、町が管理する観光施設のW i - F i利用環境の整備を行っている。	再掲	災害発生時には、通信環境が確保できない地域の発生も予想されることから、無線通信利用範囲の拡大を図るとともに、通信事業者との連携体制を構築する必要がある。
【道路施設の防災対策】					
86	17	2-2	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
87	28	2-2	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
88	38	2-2	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
89	143	2-2	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態					
【防災関連施設の耐震化・老朽対策】					
90	10	2-3	＜庁舎の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時に防災拠点となる庁舎耐震化を進めるとともに、町所有施設の耐震化を促進している。	再掲	災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】					
91	157	2-3	＜災害対策本部機能の強化＞ 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する災害対策本部は町や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。		災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、町や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】					
92	159	2-3	＜医療従事者確保に係る連携体制＞ 災害発生時の医療提供体制確保のため、社団法人上十三医師会と協定を締結し、医療救護班の派遣、応急処置・医療等を提供することとしている。		災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、医療派遣を受け入れることができるよう、引き続き、関係機関との連携体制を構築する必要がある。
93	161	2-3	＜総合防災訓練の実施＞ 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・消防団・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を隔年で実施している。		近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【救急・救助活動の体制強化】					
94	50	2-3	＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
95	55	2-3	＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	再掲	町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るようを実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	町内状況を確認し、必要に応じて追加が必要な時は県と協議し確保に向けて事務を遂行する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	災害発生時における情報通信利用環境の確保に向けて、七戸町・民間事業者との連携を図りながら、引き続き無線通信利用範囲の拡大を促進する。 外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、町が管理する観光施設のW i - F i利用環境を充実させる。	青森県【企画政策部、観光国際戦略局、危機管理局】 七戸町（企画調整課、商工観光課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	青森県【危機管理局、総務部、各施設所管局】 七戸町（財政課）		
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、D M A T の派遣・受入体制など県との連携体制構築する。	青森県【健康福祉部、病院局】 七戸町（保健福祉課）		
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	青森県【危機管理局、警察本部】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】					
96	125	2-3	＜災害応援の受入体制の構築＞ 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う。	再掲	応援職員の受入れが円滑に実施することができない可能性があるため、マニュアルの整備をするなど受援体制を強化する必要がある。
97	130	2-3	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】					
98	84	2-3	＜防災意識の啓発＞ 地域住民の防災意識を高めるため、災害等への備えや避難勧告等が発令された場合の避難について啓発を行っている。	再掲	早期避難の重要性等について十分な浸透が図られていないことから、地域住民の防災意識の向上に向けて、より一層の取組を実施していく必要がある。
99	88	2-3	＜防災訓練の推進＞ 地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、防災訓練を行っている。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、住民参加による防災訓練を企画する。	再掲	地域住民の防災意識を高めるため、各年ではあるものの、各地域単位での防災訓練を行う必要がある。
100	80	2-3	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織の周知活動・促進活動を行っている。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動カバー率は14.2%であり、自主防災組織を設立させる必要がある。
リスクシナリオ／2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶					
【緊急車両・災害拠点病院に対する燃料の確保】					
101	164	2-4	＜緊急車両等への燃料供給の確保＞ 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両・公用車等への燃料を確保するため、青森県石油商業組合等と協定を締結している。		災害発生時において、緊急車両等への応急対策等を安定的に確保するため、燃料の備蓄や供給事業者との協定の締結が必要である。
102	165	2-4	＜医療施設の燃料等確保＞ 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の電源や燃料の確保を推進している。		災害拠点病院では概ね電源や燃料が確保されているが、その他の病院についても、確保を促進していく必要がある。
【道路施設の防災対策】					
103	17	2-4	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
104	28	2-4	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合にこれを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
105	38	2-4	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
106	143	2-4	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓閉・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（県外からの来訪客等）の発生・混乱					
【帰宅困難者の避難体制の確保】					
107	166	2-5	＜観光客の避難体制の強化＞ 災害発生時の新幹線利用者や買い物客の安全確保について、道の駅周辺エリアに一時避難場所の確保、防災設備の設置、災害情報提供のための体制等を整備し、『防災道の駅』の登録をしている。		災害発生時、新幹線利用者等の速やかな避難対応を図るため、町災害対策本部と七戸十和田駅等の管理者との連携を強化する必要がある。
108	167	2-5	＜観光客等に対する避難所等の確保＞ 町民に対しては、災害発生時に地域住民が安全に避難できる避難所等の確保のため、防災無線の整備や防災マップの配布を行い周知を行っている。 観光客や買い物客に対しては、道の駅周辺エリアの一時避難所の指定と、情報提供の設備や体制を整えている。		災害発生時、遠方からの帰宅困難者の受け入れについて体制を整えているが、観光客等の速やかな避難対応を図るため、町災害本部と道の駅周辺の主要施設の管理者との連携を強化する必要がある。 また、広域災害活動の拠点として利用される状況においては、国、県、警察、消防への速やかな連携対応を行う環境を整える必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】					
109	120	2-5	＜非常物資の備蓄＞ 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から３日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー等と締結している。	再掲	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
110	139	2-5	＜応急給水資機材の整備＞ 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、水道事業者（七戸町等）においては、応急給水のための体制を整えとともに、応急給水資機材の整備を図っている。	再掲	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、応急資機材の整備を図る必要がある。
111	125	2-5	＜災害応援の受入体制の構築＞ 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う。	再掲	応援職員の受入れが円滑に実施することができない可能性があるため、マニュアルの整備をするなど受援体制を強化する必要がある。
112	130	2-5	＜救援物資等の受援体制の構築＞ 災害発生時、他自治体等からの応急措置等の応援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の相互応援協定を締結している。	再掲	協定等に基づく救援物資、国からの支援物資、国民や企業等からの義援物資等について、具体的な受入れの運用等が定まっておらず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	青森県【総務部、危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を進める。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	広報等を活用し、町民に対する防災意識の啓発を図るとともに、防災に対する関心をさらに高めていくため、効果的な普及啓発の在り方を検討する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	地域特性に応じた防災訓練を実施できるよう、地域単位での防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画
○	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、町内会等と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	自主防災組織の組織率 14.2%【R7】 → 50%【R12】	七戸町地域防災計画
○	協定締結事業者と図上訓練の実施等を通じて、連携強化を図る。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	県との連携を図りながら、災害拠点病院等の病院施設において、停電時でも医療行為が行えるよう、引き続き、非常用電源装置の設置や燃料の備蓄等、電源や燃料を確保するとともに、その他の病院についても確保を促進していく。	青森県【病院局、健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
	外国人観光客が安心して本県を旅行できるようにするため、受入環境の充実を図るとともに、災害発生時の避難者の受け入れ態勢の強化や、国、県、町内事業者、近隣市町村、警察、消防等と連携しながら、事業者の災害発生時対応力の向上を図る。	国 青森県【観光国際戦略局】 七戸町（商工観光課） 民間事業者		青森県地域防災計画
	災害発生時の避難所開設や広域防災拠点としての役割を果たすにあたり、関係自治体や事業者等と円滑に連携を図るための業務継続計画（ＢＣＰ）を策定する。	青森県【危機管理局】 七戸町（商工観光課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
○	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。 また、３日分の食料備蓄を基本とし、これを一層促進する取組や、町の備蓄目標をクリアできるよう整備していく必要がある。	青森県【危機管理局、農林水産部】 七戸町（総務課）		青森県災害備蓄指針 七戸町地域防災計画
○	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、必要に応じ、応急給水のための体制の見直し及び応急給水資機材の更新を図る。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	青森県【総務部、危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
○	物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討のうえ、受援体制の構築を進める。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
リスクシナリオ／2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺					
【病院・福祉施設等の耐震化】					
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
113	159	2-6	＜医療従事者確保に係る連携体制＞ 災害発生時の医療提供体制確保のため、社団法人上十三医師会と協定を締結し、医療救護班の派遣、応急処置・医療等を提供することとしている。	再掲	災害発生により医療従事者が絶対的に不足する中で、医療派遣を受け入れることができるよう、引き続き、関係機関との連携体制を構築する必要がある。
【要配慮者への支援等】					
114	168	2-6	＜要配慮者等への支援＞ 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉体制の構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援を行っている。		災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できる必要がある。 また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、要配慮者支援の拡充を実施する必要がある。
115	170	2-6	＜男女のニーズの違いに配慮した支援＞ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制をつくり、誰もが安心して過ごすことのできる避難所づくりを行うよう対策する。		避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
116	171	2-6	＜心のケア体制の確保＞ 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。		災害発生時においては、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。
117	173	2-6	＜児童生徒の心のサポート＞ 学校において問題を抱えた児童生徒に対し、多様な支援方法を用いて解決を図っていくことを目的としてスクールソーシャルワーカーを設置している。		災害発生時の迅速な対応や児童生徒等の支援体制の確保など、支援の必要な児童生徒へは継続的にかかわりを持ち、必要な支援をしていく必要がある。
【道路施設の防災対策】					
118	17	2-6	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
119	28	2-6	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
120	38	2-6	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
121	143	2-6	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓閉・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生					
【感染症対策】					
122	175	2-7	＜避難所における衛生環境の維持＞ 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であり、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、災害の広域応援協定や民間事業者等との協定締結により、流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、スーパーやリース会社等と協定を締結し連携する体制を構築する必要がある。
123	176	2-7	＜感染症への意識向上及び対応策の整備＞ 災害発生時における感染症の発生に迅速な対応ができるよう、平時から、対応マニュアルを策定するとともに、関係職員が円滑に対応できるような対策を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策に係る普及啓発等については、これまで行われていないことから、今後、災害発生時に起こりうる感染症についてマニュアルの確認や訓練等を実施する必要がある。
124	177	2-7	＜予防接種の促進＞ 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を受けるよう、普及啓発を行っている。		災害発生時に感染症の発生やまん延の可能性が高いことから、平時から予防接種をするよう普及啓発を図るとともに未接種者に対する接種勧奨を行う必要がある。
【下水道施設の機能確保】					
125	178	2-7	＜下水道施設の耐震化・耐水化・老朽化対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化及び改築更新を実施するとともに、耐水化についても検討を進めている。		処理施設及び管渠施設を含めた下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
126	179	2-7	＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても、公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、長寿命化計画を策定している。		長寿命化計画に基づき、管渠施設を含めた汚水処理施設の老朽化対策等を計画的に進めていく必要がある。
127	181	2-7	＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のため、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を定期的に見直す必要がある。
リスクシナリオ／2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生					
【住宅・学校等の耐震化】					
128	183	2-8	＜住宅・建築物の耐震化による地震対策＞ 住宅の地震に対する安全性の向上及び倒壊による避難路（緊急輸送道路等）の閉塞などを防止するため、昭和56年5月以前に建築された住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。		平成30年時点の住宅の耐震化率は79.0％となっており、依然、耐震化が行われていない住宅があるとともに、積雪期における地震による被害リスクが大きいことから、耐震化を一層促進する必要がある。
129	184	2-8	＜老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策＞ 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の耐震化や老朽化対策に取り組んでいる。		令和7年時点、建築後30年以上経過した公営住宅が28％ある中、公営住宅の耐震化率は84.0％となっていることから、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	引き続き、災害発生時の医療提供体制確保のため、DMA Tの派遣・受入体制など県との連携体制構築する。	青森県【病院局、健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）		
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（DCAT）の養成研修に参加するとともに、住民に対し研修等の啓発を行う。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課、こどもみらい課、介護高齢課）		
	災害発生時には、女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力等が懸念されることから、女性に対する暴力等の予防方法の周知を行うなど、緊急時に必要な対策を講じていく。	青森県【環境生活部】 七戸町（町民課、企画調整課、総務課）		第4次あおり男女共同参画プラン21 第2次七戸町男女共同参画基本計画
	災害発生時には、DPAT（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。 また、災害発生時における心のケア体制強化の一環として関係スタッフの定期的研修を行う。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課）		
	被災児童生徒等に対する支援について、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の支援する体制整備を図る。	青森県【教育庁、健康福祉部、危機管理局】 七戸町（学務課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害発生時において、避難所における衛生的で良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資の調達に関する協定の締結を推進するとともに、町内外からの応援援体制を強化する必要がある。	青森県【危機管理局、環境生活部、健康福祉部】 七戸町（総務課）		七戸町避難所運営マニュアル
	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、感染症対策を取り入れた各種研修及び訓練を実施する。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）		
	予防接種の必要性について普及啓発を図るとともに、未接種者の個別接種勧奨を行う。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）	麻しん・風しん、BCG予防接種率95%以上	「麻しん・風しんに関する特定感染症予防指針」、「結核に関する特定感染症予防指針」
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、耐震化や耐水化を図るとともに、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新等を実施する。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		七戸町下水道ストックマネジメント計画
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、農業集落排水施設の計画的な改築更新を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（上下水道課）		あおり水土里づくり推進プラン 七戸町農業集落排水施設最適整備構想
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図られるよう、下水道施設の業務継続計画の内容を定期的に見直す。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		七戸町下水道事業業務継続計画
	家具固定など、家庭での地震対策や住宅耐震化の重要性を普及啓発するため、町民の防災意識の醸成に繋がる取組を推進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）	住宅の耐震化率 79.0%【H30】	・七戸町耐震改修促進計画
	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の耐震化や老朽化対策を推進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）	公営住宅の長寿命化計画による維持管理戸数 254戸【R6～R10】	・七戸町公営住宅等長寿命化計画

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目番号	リスクシナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
130	185	2-8	＜学校施設等の老朽化対策＞ 児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難場所としての役割を果たす学校施設、社会体育施設及び社会教育施設等の安全対策の充実を図るため、施設の老朽化対策を推進している。		学校施設については計画的に整備が行われ、すべての施設で耐震基準を満たしていることから、経年劣化による外壁等の損耗などの老朽化対策が必要である。
【避難場所の指定・確保】					
131	63	2-8	＜指定緊急避難場所及び指定避難所の指定＞ 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図るため、常に追加指定の作業を行っている。	再掲	令和8年3月現在、指定緊急避難場所の指定は68箇所、指定避難所の指定は65箇所となっており、引き続き避難場所確保を行っていく。
132	186	2-8	＜福祉避難所の開設・運営マニュアルの作成＞ 高齢者等、特に配慮を要する方に対して適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所について、災害発生時に円滑かつ統一的に運営するため、あらかじめ開設・運営マニュアルを整備するよう市町村に対して必要な支援をしている。		開設・運営マニュアルが整備されていないことから、災害発生時の福祉避難所の実施内容等が整理されるよう、引き続き各施設に対して依頼等を行う必要がある。
133	187	2-8	＜防災公共の推進＞ 災害発生時において、集落や沿岸地域の安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった、県独自の取り組みである「防災公共」を推進している。地区毎の取組が掲載された町の「防災公共推進計画」を策定し、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するか検証する必要がある。		災害リスクの高い地区において、災害発生時に避難所に通じる避難経路の安全を確保できない恐れがあることから、「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める必要がある。
134	70	2-8	＜社会福祉施設・学校施設等の安全対策＞ 災害危険箇所等に立地している社会福祉施設、学校施設等の把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進している。	再掲	災害危険箇所等に立地している施設等については、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を促進していく必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】					
135	120	2-8	＜非常物資の備蓄＞ 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、住民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料を備蓄するよう、啓発している。 また、災害発生時における食料、飲料水、日用品等の物資供給に関する協定をスーパー等と締結している。	再掲	引き続き住民等に家庭内備蓄について啓発活動を実施する。また、スーパー、飲料水メーカー等と、災害発生時における支援物資の供給に関する協定を締結しているが、食料調達に関する協定を締結している件数が十分でないと考えられることから、今後も協定締結を推進するなど備蓄の確保を図る必要がある。
136	188	2-8	＜避難所における水等の確保＞ 災害発生時における避難所における水を確保するため、水道事業者において、応急給水の体制を整え、応急給水資機材の整備を行うと共に、水道災害相互応援協定により圏内水道事業者が相互に水道施設の復旧と、運搬給水等による水の確保について応援することとしている。また、災害時における物資の供給に関する協定を締結している事業者から提供を受けた飲料水等の物資や国等からの支援物資の輸送について、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結した事業者等と訓練等を通じて連携を図っている。		物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないよう、避難所で必要となる水等の物資について、水道の応急対策の強化、多様な水源の利用の普及推進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築など、水等の確保に向けた取組が必要である。
【災害発生時における医療提供体制の構築】					
137	189	2-8	＜災害時医療の連携体制＞ 災害発生時において、災害拠点病院での適切な医療行為を確保するため、二次医療圏毎の連携体制構築に向けて、地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施を促進している。		災害医療訓練について、実施していない地域があることから、全ての地域で訓練が実施され、連携体制の構築が図られる必要がある。
138	190	2-8	＜お薬手帳の利用啓発＞ 災害発生時に医療従事者が不足する場合においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、「お薬手帳」の普及啓発活動を行っている。		引き続き、持病者には「お薬手帳」を作成・携行するよう啓発する必要がある。
【避難者の健康対策】					
139	191	2-8	＜避難所外避難者の把握等の対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進める。また、県との連携体制強化を図る。		車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。また、迅速な被災者支援のために町による被災者台帳作成の事前準備を促進する必要がある。
140	192	2-8	＜長期間にわたる避難生活対策＞ 災害発生時における被災者の健康管理を行うため、保健医療に係わる機関で統一的な様式を定めるなど広域支援・多機関連携体制の整備を進める。また、県との連携体制強化を図る。		主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
【要配慮者への支援等】					
141	168	2-8	＜要配慮者等への支援＞ 災害発生時に要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）に対する支援を行うため、災害福祉体制の構築を図るとともに、避難所等における要配慮者支援を行っている。		災害発生時における要配慮者への支援については、受入医療機関との調整や避難所運営における配慮を要することから、福祉ニーズに対応できる必要がある。 また、要配慮者への支援の体制が十分に構築されていないことから、引き続き、要配慮者支援の拡充を実施する必要がある。
142	171	2-8	＜心のケア体制の確保＞ 何らかの要因により、心理的ストレスを抱えている方のために、精神保健福祉センター、保健所、精神科病院等の支援体制の中で、こころのケア支援を行っている。		災害発生時には、心理的ストレスを抱える方が増加することが予想されることから、被災者に対するきめ細かな心のケアを行うためにも、引き続き人材の育成や関係機関のネットワークを強化する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	利用者の安全確保及び避難場所としての防災機能の強化を図るため、引き続き、県と連携しながら、国の交付金等を活用した老朽改修などを実施する。 ○七戸小学校東校長寿命化・大規模改造事業 ○天間林小学校校舎・屋内運動場長寿命化・大規模改造事業 ○七戸中学校校舎・屋内運動場長寿命化・大規模改造事業 ○天間林中学校屋内運動場長寿命化・大規模改造事業	青森県【県土整備部】 七戸町（学務課）		青森県公立学校等施設整備計画 七戸町公立学校等施設整備計画
○	指定避難所の精査・追加・削除を常に行いつつ、すでに指定されている箇所については、設備の点検結果を確認し有事に備える。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町地域防災計画 七戸町避難所運営マニュアル
	災害発生時に円滑な福祉避難所の開設・運営が行われるよう、開設・運営マニュアルがない施設の解消に向けて、作成に係る取組を支援する。	青森県【健康福祉部】 七戸町（介護高齢課、総務課）		
	「防災公共推進計画」に位置づけられた危険箇所等の防災対策を進める。今後、「防災公共推進計画」を、地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する。その結果、検証や地域の方々からの意見を踏まえ、避難経路・避難場所や危険箇所等の対策について、「防災公共推進計画」を見直す。さらに、住民の防災意識の向上を図るとともに、地域住民が自主的かつ主体的に参加できる新しい形の防災訓練を開発し、その普及に努めていく。	青森県【県土整備部、危機管理局、 農林水産部】 七戸町（総務課）		防災公共計画
○	避難計画の作成を着実に進めるため、県庁関係部局や七戸町と連携し、適切な研修を実施するなど、施設管理者の避難計画が具体的に進むよう指導・助言する。	青森県【危機管理局、 県土整備部、 健康福祉部、 教育庁、 総務部】 七戸町（学務課、介護高齢課）		
○	住民に対して食料を備蓄するよう、引き続き啓発するとともに、災害発生時に食料調達に関する協定の締結を推進していく。また、町民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、町民の備蓄を補完する町の備蓄目標、役割分担等について青森県災害備蓄指針及び町の地域防災計画に基づいて推進する。	青森県【危機管理局、農林水産部】 七戸町（総務課）		青森県災害備蓄指針 七戸町地域防災計画
	災害発生時における避難所の水等を確保するため、引き続き水道事業者等の関係事業者と応急給水等に向けた連携を高め、多様な水源の利用について普及を図るとともに、町民へ飲料水の備蓄や非常用持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、町民の備蓄の補完としての公助による飲料水等の備蓄を進める。 また、飲料水をはじめとする災害時の物資の供給に関する協定の締結を推進するとともに、災害時の緊急輸送に関する協定締結事業者等との連携により円滑な物資輸送を推進する。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（上下水道課、総務課）		
	引き続き、災害発生時において適切な医療行為が行えるよう、二次医療圏毎に地域災害拠点病院を中心とした災害医療に係る訓練の実施に努め、連携体制を構築する。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課）		
	災害発生時においても、持病を抱える被災者が必要な投薬を受けることができるよう、引き続き、県や薬剤師会と連携しながら、「お薬手帳」に係る普及啓発を図る。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課、総務課）		
	引き続き、災害時の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の体制や連携体制強化のため研修等を実施する。また、被災者台帳作成のための事前準備を促すための支援を進めていく。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課、総務課）		
	災害発生時の中長期的なケア・健康管理を含めた災害時の保健医療活動を実施する体制を強化するため、引き続き、研修等の実施より保健医療調整本部の体制の強化及び市町村との連携の強化を行うと共に広域支援の受け入れ体制についても整備を進める。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課、こどもらい課、介護高齢課、総務課）		
○	災害発生時における要配慮者の支援体制の構築に向けて、福祉支援チーム（ＤＣＡＴ）の養成研修に参加するとともに、住民に対し研修等の啓発を行う。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課、こどもらい課、介護高齢課）		
	災害発生時には、ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）との役割分担を踏まえたこころのケア実施の支援体制等が必要となることから、役割分担を踏まえた連携体制を構築する。 また、災害発生時における心のケア体制強化の一環として関係スタッフの定期的研修を行う。	青森県【健康福祉部、危機管理局】 七戸町（保健福祉課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
143	173	2-8	<児童生徒の心のサポート> 学校において問題を抱えた児童生徒に対し、多様な支援方法を用いて解決を図っていくことを目的としてスクールソーシャルワーカーを設置している。		災害発生時の迅速な対応や児童生徒等の支援体制の確保など、支援の必要な児童生徒へは継続的にかかわりを持ち、必要な支援をしていく必要がある。
【事前に備えるべき目標】 3. 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること					
リスクシナリオ／3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下					
【災害対応庁舎等における機能の確保】					
144	7	3-1	<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の老朽化対策として、効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・老朽化対策などを計画的に行う必要がある。
145	10	3-1	<庁舎の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に防災拠点となる庁舎耐震化を進めるとともに、町所有施設の耐震化を促進している。	再掲	災害対策本部機能が確保されるよう、引き続き適切な維持管理を行うとともに、計画的な老朽化対策を進め、災害発生時の被害を極力抑える必要がある。
146	193	3-1	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎等において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。また、クリーンエネルギーを活用した電源確保も行っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。 クリーンエネルギーによる発電量は、時間帯や天候に左右されるため必要量を確保できるとは限らない。
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
147	98	3-1	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。	再掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。
148	195	3-1	<行政情報通信基盤の耐災害性の強化> 行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁LAN等の行政情報システム機器を設置しているサーバ室の非常用電源を整備している。		□ 災害発生時の業務の継続の確保に向けて、行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施していく必要がある。
149	196	3-1	<行政情報の災害対策> 災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップも含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、情報システムのクラウド導入を行っている。		庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウド化し更新していく必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】					
150	197	3-1	<業務継続計画の策定> 災害発生時に利用できる人、物、情報等に制約がある状況において、優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた「業務継続計画（BCP）」を策定している。		業務継続計画の内容を職員に周知徹底し、災害発生時に優先的に実施すべき業務が迅速に実施できるよう業務ごとの計画を策定し体制を構築しておく必要がある。
【災害対策本部等機能の強化】					
151	157	3-1	<災害対策本部機能の強化> 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する災害対策本部は町や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。	再掲	災害に関する情報の収集、災害応急対策の方針、町や防災関係機関との連絡調整等の災害発生時の応急対策において重要な役割を果たす災害対策本部について、統制機能や支部の役割等の災害対策本部機能を検証し、強化・充実する必要がある。
【受援・連携体制の構築】					
152	125	3-1	<災害応援の受入体制の構築> 復興・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う。	再掲	応援職員の受入れが円滑に実施することができない可能性があるため、マニュアルの整備をするなど受援体制を強化する必要がある。
【防災訓練の推進】					
153	161	3-1	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・消防団・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を隔年で実施している。	再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
リスクシナリオ／3-2 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止					
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】					
154	98	3-2	<県・町・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間の通信を行う防災情報ネットワーク（地上系・衛星系）を整備している。	再掲	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟していく必要がある。
155	161	3-2	<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急態勢の充実を図るため、防災関係機関の連携強化に向けて、消防・消防団・自衛隊等の防災関係機関が一同に会した防災訓練を隔年で実施している。	再掲	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見直し等を図っていく必要がある。
【電力の供給停止対策】					
156	193	3-2	<行政施設の非常用電源の整備> 庁舎等において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。また、クリーンエネルギーを活用した電源確保も行っている。	再掲	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要がある。 クリーンエネルギーによる発電量は、時間帯や天候に左右されるため必要量を確保できるとは限らない。
【事前に備えるべき目標】 4. 経済活動を機能不全に陥らせないこと					
リスクシナリオ／4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞					
【農林物の移出・流通対策】					
157	198	4-1	<農林物の移出・流通対策> 災害発生時においても、農林物の集出荷体制を確保するため、農林水産業施設の整備を図っている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農林物の出荷ができなくなることを防ぐため、引き続き、農林水産業施設の整備を進めていく必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	被災児童生徒等に対する支援について、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の支援する体制整備を図る。	青森県【教育庁、健康福祉部、危機管理局】 七戸町（学務課）		
○	個別施設計画等に基づきライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	青森県【総務部、各施設所管部局】 七戸町（財政課）		七戸町公共施設等マネジメント計画
○	庁舎の災害対策本部機能を確保するため、引き続き定期的な点検や適切な修繕等を実施していく。	青森県【危機管理局、総務部、各施設所管部局】 七戸町（財政課）		
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 再生可能エネルギーを考慮した設備を整備すると共に、現在の設備を定期的な点検を実施する。	青森県【総務部、各施設所管部局】 七戸町（総務課、財政課、企画調整課）		七戸町業務継続計画
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 （非常通信訓練2回（東北地方1回、全国1回）、Ｌアラート操作訓練毎月1回）	七戸町地域防災計画
○	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るため、引き続き行政情報システム機器等の適切な維持管理等を実施する。 電源確保には、再生可能エネルギーを利用した自立的なエネルギーシステムによる運用を実施していく。	青森県【企画政策部】 七戸町（企画調整課）		
	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、七戸町における情報システムのクラウド化検討していく。	青森県【企画政策部】 七戸町（企画調整課）		
○	防災訓練等を通じて、災害発生時に優先すべき業務を確実に実施できるよう、各課毎の業務継続計画の見直しを行っていく。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
○	災害発生時に効率的な本部運営を行うため、災害対策本部の体制、機能、配置等を検証し、在り方を検討のうえ、災害対策本部の強化・充実を図る。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	青森県【総務部、危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	青森県【危機管理局、警察本部】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	複数の自治体を含んだ防災訓練の実施回数 （非常通信訓練2回（東北地方1回、全国1回）、Ｌアラート操作訓練毎月1回）	七戸町地域防災計画
○	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、防災関係機関の連携強化に向け、消防・警察・自衛隊等の関係機関の参加を得て、より実効性の高い総合防災訓練を実施していく。	青森県【危機管理局、警察本部】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行うため、各施設管理者が定期的な点検等を行っていく。 再生可能エネルギーを考慮した設備を整備すると共に、現在の設備を定期的な点検を実施する。	青森県【総務部、各施設所管部局】 七戸町（総務課、財政課、企画調整課）		七戸町業務継続計画
	農林物の集出荷体制を確保するため、計画的に農林水産業施設の整備を図る。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【被災企業の金融支援】					
158	199	4-1	＜被災企業への金融支援等＞ 被災企業の経営支援のため、県特別保証融資制度を連携運用し「経営安定化サポート資金」に「災害枠」を設けている。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、迅速な対応が必要であることから、直ちに災害を県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」に指定し、相談体制を構築する必要がある。
【道路施設の防災対策】					
159	17	4-1	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
160	28	4-1	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
161	38	4-1	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
162	143	4-1	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止					
【道路施設の防災対策】					
163	17	4-2	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
164	28	4-2	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
165	38	4-2	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
166	143	4-2	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／4-3 基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止					
【道路施設の防災対策】					
167	17	4-3	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
168	28	4-3	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
169	38	4-3	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。
170	143	4-3	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／4-4 食料等の安定供給の停滞					
【被災農林漁業者の金融支援】					
171	200	4-5	＜被災農林畜産者への金融支援＞ 災害により被害を受けた農林畜産業者の経営の維持・安定を図るため、施設の復旧や再生産に要する経費を使途として融資する天災資金について、利子補給を行い、被害農林畜産業者の金利負担を軽減している。		被災農林畜産業者が速やかに事業再開できるよう、適切な融資制度の選択に係る情報提供や融資手続きの迅速化を図る必要がある。
【県産食料品の生産・供給体制の強化】					
172	152	4-5	＜食料生産体制の強化＞ 町のきれいな水と豊かな土からなる優良な農地等を生かして、生産から販売までを一体的に取り組み「安全・安心で優れた特産品づくり」等を推進している。	再掲	農業・畜産業については、災害発生時においても農畜産物が安定供給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化を図る必要がある。
173	201	4-5	＜多様なニーズに対応した特産品づくり＞ 生産から販売までを一体的に取り組み、安全・安心で、多様な需要に対応する特産品づくりを図るため、加工食品の生産拡大、農作物の新たな品種やそれを育てる新たな技術の開発を行っている。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工食品を安定して供給するため、ニーズに即した品種の育成や加工食品の生産拡大をさらに推進していく必要がある。
174	202	4-5	＜県産食料品の供給を支える人づくり＞ 安全・安心な農林産物や加工食品を今後とも供給していくため、農林水産業及び食品加工業の担い手育成や労働力確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取組を実施している。		安全・安心な農林産物や加工食品を安定供給するためには、後継者等の農林業及び食品加工業従事者の確保が必要だが、現状では減少傾向にあることから、後継者の育成及び労働力確保の必要がある。
175	203	4-5	＜鳥獣被害防止対策＞ クマによる人的被害やイノシシによる農作物被害など、野生鳥獣からの被害を防止するため、町内の猟友会や関係機関と連携し、野生鳥獣の被害を防止する取組を行っている。		クマによる人的被害やイノシシによる農作物被害等を防止するため、ハンターや捕獲用わな確保が必要であるが、ハンターの高齢化や捕獲用わな作成に係る原材料費の高騰により、後継者の育成及び原材料費の購入への助成が必要である。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	罹災した企業が早急に事業が再開できるよう、県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」の活用と相談体制の周知を図る。	青森県【商工労働部】 七戸町（商工観光課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
	被災農林畜産業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続きが速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	多様なニーズに対応した農林水産物や加工食品の安定供給に向けて、新たな品種や育成技術を開発するとともに、加工食品にあっては、その生産拡大に必要な加工機器の有効利用を図る。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	農林水産業を維持・発展させ、農林水産物や加工食品を安定して供給するため、農林者、食品加工業者の後継者の育成や、労働力確保に向けた取組を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	クマによる人的被害やイノシシによる農作物被害等を防止するため、ハンターの育成支援と捕獲用わな作成に係る原材料費や捕獲用わな購入費への助成などの取組を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
176	154	4-5	＜農業施設の老朽化対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命 化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定している。	再掲	まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。
【事前に備えるべき目標】5.必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること					
リスクシナリオ／5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止					
【エネルギー供給体制の強化】					
177	124	5-1	＜避難所等への燃料等供給の確保＞ 災害発生時に液化石油ガス等を調達するため、青森県エルピーガス協会と の間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する 協定」を締結している。	再掲	災害発生時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、必要に 応じて協定を見直す必要がある。
【道路施設の防災対策】					
178	17	5-1	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確 保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る 人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化 対策を優先的に進める必要がある。
179	28	5-1	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の 道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性 を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
180	38	5-1	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を 確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画 的に老朽化対策等を実施する必要がある。
181	143	5-1	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保 を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓閉・災害復旧 を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要 請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人 員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
リスクシナリオ／5-2 上水道等の長期間にわたる機能停止					
【水道施設の防災対策】					
182	136	5-2	＜水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化・老朽 化対策を計画的に進めている。	再掲	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対 策が図られていないことから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネ ジメントの実施を進めていく必要がある。
183	141	5-2	＜水道施設の応急対策＞ 災害発生時に水道施設が損壊した場合、速やかに給水が可能となるよう、 応急復旧のための体制を整えるとともに、修繕資機材の整備を図っている。	再掲	災害により水道施設が損壊した場合、できるだけ速やかに給水を再開できるよう、引き 続き、修繕資機材の整備を図る必要がある。
184	204	5-2	＜水道事業者の業務継続計画の策定＞ 災害発生時でも上水道供給業務が継続できるよう、業務継続計画（ＢＣ Ｐ）を策定する。		ＢＣＰを策定していないことから、ＢＣＰを策定する必要がある。
リスクシナリオ／5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
【下水道施設の機能確保】					
185	205	5-3	＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐 震化及び改築更新を実施するとともに、耐水化についても検討を進めてい る。		処理施設及び管渠施設を含めた下水道施設の耐震化、耐水化及び老朽化対策を計画的に 進めていく必要がある。
186	181	5-3	＜下水道事業の業務継続計画の策定＞ 災害発生時の汚水処理機能の維持又は被災した場合の速やかな回復のた め、連絡体制や非常時対応計画を定めた業務継続計画を策定している。	再掲	災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることか ら、優先業務の選定や管渠の被害想定等の必要な事項を網羅した業務継続計画を定期的 に見直す必要がある。
187	179	5-3	＜農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても、公衆衛生を確保するため、農業集落排水施設の耐 震化や老朽化対策の計画的な実施に向けて、町寿命化計画を策定している。	再掲	長寿命化計画に基づき、管渠施設を含めた汚水処理施設の老朽化対策等を計画的に進め ていく必要がある。
188	206	5-3	＜農業集落排水施設等の耐災害性の確保＞ 非常用電源装置の設置等により農業集落排水施設の耐災害性の向上を図 る。		農業集落排水施設については、災害発生時の停電による冠水を防止するための非常用電 源装置が設置されていないことから、設置又は整備する必要がある。
174	207	5-3	＜避難所等におけるトイレ機能の確保＞ 災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確 保に係る検討を進めている。		災害発生時においては避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となってい ることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維 持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の数量、及び調達方法を予め定め ておく必要がある
【合併処理浄化槽への転換の促進】					
190	208	5-3	＜合併処理浄化槽への転換の促進＞ 老朽化した単独処理浄化槽から、災害に強い合併処理浄化槽への転換等、 合併処理浄化槽の設置を促進するため、個人が行う浄化槽整備事業に要する 経費の一部を補助している。 また、合併処理浄化槽への転換を単独処理浄化槽設置者に促すため、普及 啓発を行っている。		依然として多くの単独処理浄化槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き 単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。
リスクシナリオ／5-4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態					
【道路施設の防災対策】					
191	17	5-4	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確 保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る 人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化 対策を優先的に進める必要がある。
192	28	5-4	＜緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策＞ 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の 道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性 を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
193	38	5-4	＜農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる町管理の農道・林道の安全性等を 確保するため、定期的な点検診断等を実施している。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画 的に老朽化対策等を実施する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化 を図るようを実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	災害発生時に協定が有効に機能するよう、必要に応じて協定を見直す。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資 の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能 強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産 部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定 期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去 を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等によ る経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組 を推進していく。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）	基幹施設等の更新及び耐震化 七戸浄水場【Ｓ44年設置】 → 【Ｒ5基 本設計】 老朽管更新【石綿セメント管】 23.2% → 0.0%	七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害により水道施設が損壊しても迅速に給水が再開できるよう、引き続 き、必要に応じ、応急復旧のための体制の見直し及び修繕資機材の更新を図 る。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
○	災害発生時においても上水道供給が可能となるよう、ＢＣＰを策定する。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）		
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、耐震化や耐水化を図るととも に、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築更新等 を実施する。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		七戸町下水道ストックマネジメント計 画
	災害発生時における汚水処理機能の維持と被災施設の速やかな回復が図ら れるよう、下水道施設の業務継続計画の内容を定期的に見直す。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		七戸町下水道事業業務継続計画
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて農業集落排水施設等計画的な改 築更新を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（上下水道課）		あおもり水土づくり推進プラン 七戸町農業集落排水施設最適整備構想
	災害発生時における農業集落排水施設の汚水の流下機能及び消毒機能の確 保に向けて、非常用電源装置の設置等の対策を進める。	青森県【農林水産部】 七戸町（上下水道課）		
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレの調達につい て、県と連携を図りながら民間事業者との協力体制を構築するとともに、具 体的な数量等を検討する。また、家庭における携帯トイレの備蓄について普 及啓発を図る。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 七戸町（上下水道課）		
	単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換等、合併処理浄化 槽の設置を促進するため、国の地方創生汚水処理施設整備交付金等を活用す ることにより、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、単 独処理浄化槽設置者に対し、転換の必要性について周知を図る。	青森県【環境生活部】 七戸町（上下水道課）		七戸町地域再生計画
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資 の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、国の交付金を活 用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能 強化と老朽化対策を実施する。	青森県【県土整備部、農林水産 部】 七戸町（建設課）		
○	農道・林道については、必要な改良や老朽化対策等が実施されるよう、定 期的な点検診断に取組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ ナリオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
194	143	5-4	＜道路における障害物の除去＞ 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。	再掲	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である
リスクシナリオ／5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全					
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】					
195	209	5-5	＜病院施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時の医療機能確保のため、災害拠点病院等の病院施設の施設の耐震化を推進している。		災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。
196	7	5-5	＜公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策＞ 町有の公共建築物やインフラ施設の老朽化対策として、効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、青森県公共施設等総合管理方針に基づき、施設の更新・統廃合や耐震化・長寿命化などの取組を進めている。	再掲	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新・統廃合や耐震化・長寿命化などを計画的に行う必要がある。
197	210	5-5	＜市町村庁舎、消防本部等の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時に防災拠点となる庁舎について、地震に対する対策を行っている。		有事の際に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、地域防災計画で想定している地震に耐えることが出来るよう、進める必要がある。
198	17	5-5	＜緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策＞ 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	再掲	災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
199	38	5-5	＜町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策＞ 災害発生時の避難路・代替輸送路となる市町村管理の農道・林道の安全性等を確保するため、点検等を行う。	再掲	整備後、相当の年数を経過している施設もあることから、点検診断等を実施の上、計画的な対策を行う必要がある。
200	211	5-5	＜農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の機能保全に向け、施設利用者と協力の上、適切な維持管理を促す。		農業用水の安定供給のため、施設管理者等へ維持管理に関する相談・指導等をしていく必要がある。
201	136	5-5	＜下水道施設の耐震化・老朽化対策＞ 災害発生時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に進めている。	再掲	長期的資産管理（アセットマネジメント）の未実施等により計画的な耐震化・老朽化対策が図られていないことから、将来の人口の減少も踏まえた経営の効率化やアセットマネジメントの実施を進めていく必要がある。
202	212	5-5	＜下水道施設の地震対策＞ 災害発生時においても公衆衛生を確保するため、下水道施設の計画的な耐震化や改築更新を実施している。		下水道施設のストックマネジメント計画を策定の上、耐震化や管渠施設を含めた老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
203	213	5-5	＜下水道施設の老朽化対策＞ 下水道施設を良好な状態に保持し、常時、十分な機能が発揮できるよう、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めている。		建設から長期間が経過した下水道施設（特に管渠）においては、老朽化が進行していることから、下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、管渠施設等の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。
【事前に備えるべき目標】 6. 重大な二次災害を発生させないこと					
リスクシナリオ／6-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
【ため池、ダム等の防災対策】					
204	90	6-1	＜ため池の防災対策＞ 将来にわたる農業用防災ダム・ため池の機能発揮に向けて、長寿命化計画の策定を推進している。	再掲	農業用ダム・ため池については、長寿命化計画の策定が進んでいないことから、計画策定に向けた取り組みを継続していく必要がある。
205	214	6-1	＜ため池ハザードマップの作成＞ 下流に人家や公共施設等があり、規模の大きいため池について、災害等により決壊した場合の人命の安全を確保するため、ハザードマップの整備をしている。		下流に人家や公共施設等があり、ため池が決壊した場合、人命に関わるため池があることから、ハザードマップの作成を進めているが、作成していないため池もあることから、その作成を推進する必要がある。
【防災施設の機能維持】					
206	215	6-1	＜砂防関係施設の整備＞ 土砂災害に対し安全安心な県民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		土砂災害危険箇所整備率が約3割と低いことから、砂防関係施設の整備を進める必要がある。
207	105	6-1	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状態を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
リスクシナリオ／6-2 有害物質の大規模拡散・流出					
【有害物質流出時の処理体制の構築】					
208	216	6-2	＜有害物質の大規模流出・拡散対応＞ 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が動出し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事態を収束させる必要があることから、消防機関の対応力の向上を図る必要がある。
リスクシナリオ／6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大					
【荒廃農地の発生防止・利用促進】					
209	217	6-4	＜農地利用の最適化支援＞ 荒廃農地の発生防止・解消と、農業の生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を実施している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に崩壊等の危険性が高いことや、湛水機能の低下を招き洪水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産を維持していく上で障害となる可能性があることから、担い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により更なる農地の集積・集約化と荒廃農地の解消を推進する必要がある。
210	218	6-4	＜農地の生産基盤の整備推進＞ 荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の大区画化や用排水対策など生産基盤の整備を推進している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を実施していく必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	迅速に交通を確保するため、道路管理者による迅速な道路の障害物の除去を行う。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
	引き続き市町村と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。	青森県【健康福祉部】 七戸町（保健福祉課）		
○	個別施設計画等に基づきライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策を推進する。	青森県【総務部、各施設所管部局】 七戸町（財政課）		七戸町公共施設等マネジメント計画
	庁舎等の耐震化・長寿命化を進めるとともに、国の財政支援制度等の活用も図りながら、庁舎等の耐震化等を進める。	青森県【危機管理局、総務部】 七戸町（財政課）		
○	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路の確保を図るため、国の交付金を活用する等により、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国 青森県【県土整備部】 七戸町（建設課）		
○	市町村管理の農道・林道については、点検等を実施し、維持管理を行う。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給するため、基幹的農業水利施設の長寿命化等を管理者と検討する。	国 青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	災害発生時における給水機能の確保に向けて、水道事業の広域連携等による経営の効率化やアセットマネジメントの実施など水道事業者における取組を推進していく。	青森県【健康福祉部】 七戸町（上下水道課）	基幹施設等の更新及び耐震化 七戸浄水場【S44年設置】 → 【R5基本設計】 老朽管更新【石綿セメント管】 23.2% → 0.0%	七戸町地域防災計画 七戸町水道ビジョン
	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、下水道施設についてストックマネジメント計画を策定する。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		
	汚水処理機能の確保に向けて、町管理の下水道施設について、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や改築更新を実施する。	青森県【県土整備部】 七戸町（上下水道課）		
○	農業用ダム・ため池に係る長寿命化計画の策定に向けた取り組みを引き続き実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	ため池が決壊した場合の下流域の安全を確保するため、該当するため池のハザードマップの作成を行うよう図る。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象として、国の防災・安全交付金等を活用し、砂防関係施設の整備を推進する。	青森県【県土整備部】 七戸町（建設課、農林課）		・防災公共推進計画
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		青森県公共施設等総合管理方針 あおもり水土づくり推進プラン
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資器材の整備等、消防機関の対応力の向上を図る。 有害物質が流出する可能性がある施設を事前に把握し、流出した有害物質に対して適切な対応が出来る体制を整える。	青森県【危機管理局】 七戸町（保健福祉課） 消防本部		
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、町、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携し、農地の利用集積と再生利用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するための、農業生産基盤の整備を推進する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシナ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
【農山村地域における防災対策】					
211	105	6-4	＜農山村地域における防災対策＞ 農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防止するため、農業水利施設や農地の整備を推進している。	再掲	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるとともに、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。
【農林水産業の生産基盤の防災対策】					
212	154	6-4	＜農業施設の老朽化対策＞ 農作物の生産に必要な農業用水を安定的に供給する農業水利施設の長寿命化対策を実施するため、施設の長寿命化計画を策定している。	再掲	まだ長寿命化計画を策定していない施設があることから、取組を促進していく必要がある。
【事前に備えるべき目標】 7. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿でに再建・回復できる条件を整備すること					
リスクシナリオ／7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【災害廃棄物の処理体制の構築】					
213	219	7-1	＜災害廃棄物処理計画の策定＞ 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、県では災害廃棄物処理計画の策定に取り組んでいる。 町においては、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築を図るため、災害廃棄物処理計画の策定を検討している。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、基本的には被災した町がその処理を担うことから、当町において円滑な処理体制を構築するため、災害廃棄物処理計画の策定を検討する必要がある。 策定に当たっては、県の災害廃棄物処理計画にもとづき、当町の実情等を適切に反映した計画となるよう策定を進める必要がある。
214	220	7-1	＜災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞ 災害が発生した場合において、円滑に災害廃棄物処理やし尿処理が行われるよう、関係団体である町建設業組合と協定を締結している。		災害廃棄物の円滑な処理を行うため、事業者等に関する情報を共有する等、町、県及び関係団体の連携を推進する必要がある。
215	221	7-1	＜農林水産業に係る災害廃棄物等の処理に関する連携の強化＞ 農業資材に係る廃棄物の円滑な処理を行うため、適正処理協議会や農協等による処理体制が構築されている。		災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、平時から、事業者等に関する情報を共有し、関係団体の連携を推進する必要がある。
リスクシナリオ／7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【防災ボランティア受入体制の構築】					
216	222	7-2	＜防災ボランティア受入体制の構築＞ 災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制を構築するため、社会福祉協議会と協議をすすめる。		災害からの復旧・復興には、ボランティアが大きな力となることから、防災ボランティアコーディネーターを育成していく必要がある。 災害発生時における防災ボランティアの受入体制を総合的に調整する仕組みが確立されていないことから、関係機関と連携を図りながら体制を検討する必要がある。
217	223	7-2	＜防災ボランティアの育成＞ 災害発生時の応急対策や復旧活動を行う上で、防災ボランティアの役割や活動が重要であることから、社会福祉協議会等と連携し防災ボランティアの育成に取り組んでいる。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動を実施するためには、平常時から、様々なボランティア団体を対象とした防災に関する研修・訓練等を実施し、防災ボランティアの育成強化を図る必要がある。
【技術職員等の確保】					
218	125	7-2	＜災害応援の受入体制の構築＞ 復旧・復興を担う技術職員等が不足した場合の応援職員を確保するため、県を通じて、全国の自治体に応援職員の派遣要請を行う。	再掲	応援職員の受入れが円滑に実施することができない可能性があるため、マニュアルの整備をするなど受援体制を強化する必要がある。
【農林水産業の担い手の育成・確保】					
219	224	7-2	＜農林産業の担い手育成・確保＞ 農林産業を将来にわたって維持・発展させるため、担い手の確保に取り組んでいる。		災害による被害から復旧するためには、基幹産業である農林産業を維持し、成長産業として発展させていくことが重要となるが、農林産業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者の育成や新規参入を推進し担い手を確保していく必要がある。
220	225	7-2	(農業の担い手育成・確保) 生産活動や地域活動などを実践し、地域の将来を支えていく担い手を育成している。		農業を支える多様な人材を育成・確保するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成する必要がある。
221	226	7-2	(林業の担い手育成・確保) 森林の整備や木材を生産する担い手の育成確保や、雇用管理体制の改善や、労働安全衛生対策への支援を実施している。		林業の機械化が進んでおり、専門的かつ高度な知識と技術が求められていることから、一定の能力を身につけた後継者の育成や新規参入を推進する必要がある。
【人材育成を通じた産業の体質強化】					
222	227	7-2	＜産業を支える人材の育成＞ 経済や雇用の大きな柱であるものづくり産業を支えるため、技術者から経営者に至る各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、産業基盤の強化に取り組んでいる。		大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、高度な人材が必要になることから、引き続き開発力やマネジメント力などの様々な技能を有した人材の育成を積極的に進める必要がある。
【防災人材育成】					
223	80	7-2	＜自主防災組織の設立・活性化支援＞ 災害発生時に地域住民が自助・共助による救助・救急活動ができるよう、自主防災組織の周知活動・促進活動を行っている。	再掲	災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は14.2%であり、自主防災組織を設立させる必要がある。 災害発生時の公助による救助・救急活動の絶対的人員不足の際、各地域において地域住民が救助・救急活動を行う自主防災組織活動力バー率は14.2%であり、自主防災組織を設立させる必要がある。
224	50	7-2	＜消防力の強化＞ 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。 ＜消防団の充実＞ 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	再掲	
225	55	7-2		再掲	町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
226	228	7-2	＜被害認定調査等の体制確保＞ 発災時に適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の確認を行っている。		被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平時からの確知を周知すると共に、災害時には迅速かつ適切に実施していく必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
○	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期復旧のため、治山施設等を整備すると共に、現在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対策を実施する。 ダムや水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよう、農業用ダムの維持管理を適切に実施するとともに、必要に応じて水田の区画整理など、農業農村整備事業を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		青森県公共施設等総合管理方針 あおりり水土づくり推進プラン
○	農業水利施設の長寿命化対策として、施設ごとの計画を策定し、長寿命化を図るようを実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、災害廃棄物処理計画の策定の検討を進めるとともに、災害廃棄物の広域処理を、受入れ可能な自治体があるかどうか検討する。	青森県【環境生活部】 七戸町（保健福祉課） 中部上北環境衛生管理事務所		
○	災害発生時において各種協定に基づき円滑に災害廃棄物が処理されるよう、町・県及び関係団体間の情報共有を図り連携を強化する。	青森県【環境生活部】 七戸町（保健福祉課） 中部上北環境衛生管理事務所		
○	災害発生時においても、被災農業資材等の廃棄物が円滑に処理されるよう、関係団体との協定等の締結や、連携・連絡体制の構築を図る。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	災害発生時における防災ボランティアの円滑な受入れと効果的に活動できる体制の構築に向けて、引き続き、計画的に防災ボランティアコーディネーターの育成研修を実施するとともに、これまでの参加者によるネットワークづくりを進めるなど、関係機関と連携を図りながら、総合調整の仕組みを検討する。	青森県【環境生活部、 危機管理局】 七戸町（総務課）		
○	社会福祉協議会等と連携し、様々なボランティア団体やNPOの参画を得ながら、防災ボランティア育成のための研修を実施するとともに、防災訓練への積極的な参加を促すなど、防災ボランティアの育成を強化する。	青森県【危機管理局、 教育庁】 七戸町（総務課）		
○	応援職員の受入を円滑に実施するため、あらかじめ、応援職員が実施する対象業務や応援職員の調整を実施する受援組織等を検討し、受援体制の強化を推進する。	青森県【総務部、 危機管理局】 七戸町（総務課）		七戸町業務継続計画
	基幹産業である農林水産業の成長産業化に向けて引き続き、農業・林業それぞれの課題を踏まえながら、「攻めの農林水産業」を支える担い手の育成・確保に取り組む。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	高品質な農産物の生産や高付加価値化など、これからの農業を支える多様な人材を確保・育成するとともに、地域経営の視点に立って、地域をけん引するリーダー及び経営体を育成するための取組を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	林業の機械化に対応した、専門的かつ高度な知識と技術を備えた林業技術者の確保に向けて、一定の能力を身に着けた後継者の育成や新規参入を推進する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	円滑な復旧・復興を支える技術者の専門スキルの向上や経営者層に必要な技術習得を支援するなど、各階層を対象とした人材育成カリキュラムを実施し、高度な人材の育成を図る。	青森県【商工労働部】 七戸町（商工観光課）		
○	自主防災組織の設立促進と、活動の活発化に向けて、引き続き、七戸町と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課）	自主防災組織の組織率 14.2%【R7】 → 50%【R12】	七戸町地域防災計画
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
	発災時に迅速かつ適切な被災者支援を行えるよう、平時より災害救助事務等の担当者を対象とした説明会を開催すると共に、発災時に支援を行うこととなる職員に対して説明会や研修等を行う。	青森県【総務部、 健康福祉部、 県土整備部、 危機管理局】 七戸町（税務課、総務課）		

別表 【脆弱性評価・施策プログラム】

連番	項目 番号	リスクシ リオ	①現在の取組・施策	再掲	②脆弱性評価
リスクシナリオ／7-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態					
【地域コミュニティカの強化】					
227	229	7-3	<農山村の活性化> 農林産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山村が有する自然・景観・文化などの地域資源を将来に引き継いでいくためには、自立した農林産業の確立を図りながら地域コミュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要がある。
228	50	7-3	<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に基づく施設等及び人員の目標を地域の実情に応じて整備を進めている。 また、各消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、県内消防の相互応援体制及び県を越えた応援体制である緊急消防援助隊を整備している。	再掲	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われる必要がある。
229	55	7-3	<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。	再掲	町では、地域の消防力を確保するため、消防団員の確保と装備の充実を図る必要がある。
リスクシナリオ／7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響（6-4から移動）					
【風評被害の発生防止】					
230	230	7-4	<正確な情報発信による風評被害の防止> 安全・安心な特産農林産品を平時から消費者や販売業者等に対し情報発信を行っている。		災害発生に伴う風評被害を防止するためには、何よりも正確な情報を発信する必要があることから、正確な情報発信のための仕組みを平時から構築しておく必要がある。 海外においては、一部に依然として放射性物質について懸念している消費者等がいることから、農林産物の安全性を情報提供していく必要がある。
231	231	7-4	<物流関係者との信頼関係の構築> 美味しく、安全・安心な特産品をPRするため、情報発信を行っている。		災害発生に伴う風評被害を防止するためには、安全・安心性を積極的にPRし、物流・販売関係者や消費者との強固な信頼関係を構築しておく必要がある。
【風評被害の軽減対策】					
232	232	7-4	<風評被害の軽減対策> 東日本大震災時には、町産品の安全性を確認するとともに、消費者の信頼を確保するため、放射性モニタリング調査を実施し、県のホームページに公表している。		災害発生等により風評被害が発生した場合には、直ちに正確な情報を発信するなど被害軽減のための活動を実施し、速やかに風評被害を根絶する必要がある。

③重点	④今後必要となる取組・施策	⑤取組主体	⑥重要業績評価指標（参考値）	⑦関連する計画（参考）
	農林業者はもとより地域の人々などの参加を促進し、水路の泥上げや草刈りなどの作業を通じて、こうした多様な主体（地区環境公共推進協議会）の参加の下で、自ら行えることは自ら実施していくことにより、地域力の再生を実現していく。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
○	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応が円滑に行われるよう、訓練を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
○	町は、引き続き、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。 また、町の消防団員確保活動を実施するにあたって、効果的な手法を検討しながら、広報活動等を実施する。	青森県【危機管理局】 七戸町（総務課） 消防本部		
	災害発生時における風評被害の防止に向けて、正確な情報発信のために、ウェブサイトとSNSを連携させた情報発信の仕組みを構築するとともに、必要に応じて説明会等を開催して直接情報を提供するなど、情報発信の強化を図る。 海外の消費者等の不安を払拭するため、引き続き、放射線物質モニタリング調査結果の情報提供を実施する。	青森県【農林水産部、 観光国際戦略局】 七戸町（農林課）		
	災害発生時の風評被害防止に向けて、量販店・スーパーや消費者等との間にさらに強い信頼関係を構築するため、関係機関との連携によるトップセールスの実施や、ウェブサイトの適切な更新等により、安全・安心性のPRの強化を図る。 引き続き、生産・流通・販売等関係者との情報共有を図るとともに、消費者に対して正確な情報を提供するための研修会等を実施する。	青森県【農林水産部】 七戸町（農林課）		
	災害発生等による風評被害が発生した場合には、平時において構築された情報発信・連携体制を最大限に活用して早急に正確な情報を発信し、風評被害を根絶する。	青森県【農林水産部】 七戸町（企画調整課、農林課）		